

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	適用条項		
1	株式会社久米設計 中部支社 執行役員支社長 堀田 隆文 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル内	宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札において、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の容疑で、令和5年11月16日、九州支社長等が宮崎県警に逮捕されたため。	(談合) 9 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が刑法(談合又は公契約関係競売等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	第3号	3か月 令和6年1月6日～ 令和6年4月5日	建設コンサルタント等 (設計、建設コンサル)
2	三愛物産株式会社 取締役社長 平井 哲 名古屋市中区丸の内3-17-10	岐阜県山県市発注の高富水源地1号配水ポンプ盤更新工事の入札において、公契約関係競売等妨害の容疑で、令和5年11月29日、支店長が岐阜県警に逮捕されたため。	(談合) 9 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が刑法(談合又は公契約関係競売等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	第3号	3か月 令和6年1月6日～ 令和6年4月5日	建設工事 (電気、機械器具設置) 物品の買入れ・委託業務等 (建物等各種施設管理、機械・器具、警察用品・消防防災用品)
3	株式会社魚国総本社 名古屋本部 本部長 広瀬 啓二 刈谷市東新町5-118	岐阜県山県市内の施設において、食中毒を発生させたことが食品衛生法第6条第3号に違反した行為であるとして、令和5年12月14日に岐阜保健所から営業禁止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 行政処分を知った日から2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	第2号	1か月 令和6年1月6日～ 令和6年2月5日	物品の買入れ・委託業務等 (給食)